

平成23年度文学研究科修士論文要旨

観世音菩薩の研究

文学研究科宗教学仏教学専攻 仏教学佛教史学研究(II)専修 萩 千秋

『観音経』とは、『法華経』即ち『妙法蓮華経』の一部であり、『観音経』はその第二十五章の「観世音菩薩普門品」に相当するものである。

『法華経』を漢語に訳したものは、『正法華経』(十巻・竺法護訳・二八六年訳)『妙法蓮華経』(七巻・鳩摩羅什訳・四〇六年訳)『添品妙法蓮華経』(七巻・闍那崛多等訳・六〇一年訳)の三種である。

今日読誦されている『観音経』は、羅什訳の『観音経』が読誦されているのである。『妙法蓮華経』は二十八品から成りたっている。前半の十四品を「迹門」、後半の十四品を「本門」と呼んでいる。

「本門」は久遠の昔に成道した法身仏が説かれたものである。

「迹門」は久遠の本仏が衆生を導くためにこの世に釈迦として現われ説いたものである。

「観世音菩薩普門品」は本門に属して、第二十五品にある。

『観音経』は文体上二分されていて、長行(散文)で説かれた前半と、偈頌(韻文)で説かれた後半の部分に分かれる。

大乗佛教の經典には散文と韻文の文章形式で教えを説く場合が多い。

散文で書くのは、論理的に順序を追って文章を転回していく、韻文は詩であるので芸術的表現で、直観的にその真理を把握することができる。

ところで「妙法蓮華」の妙法の意味であるが、隋の天台大師智顥(五三八一九五七)は妙法を「諸法実相」と説明している。

諸法実相とは、すべてのものの、ありのままの相である。諸法とか妙法とかいう「法」とは「もの」ということであり、すべてのものの真実のすがたが諸法実相である。

ものが如法にあることが妙法であり、諸法実相に他ならないのである。

『観音経』の前半(散文)では、七難、三毒、三十三身、十九説法等々が説かれている。

さらに後半の偈頌(韻文)でさらに念を入れてもう一度偈頌で説くのである。そのため重ねて韻文で詩的に直観的に説くのである。

普門品には「世尊は妙相を具したまう。我今重ねて彼を問いたてまつる。仏子、何の因縁をもってか名づけて観世音と為す。妙相を具足したまえる尊、偈をもって無尽意に答えたまわく。汝聴け、觀音の行は、善く諸の方

所に応ず。弘誓の深きこと海の如く、歴劫にも思議せられず、多くの千億の仏に侍えて、大清浄の願を發せり。」

偈頌の無限の慈悲が始まる「妙相を具足したまえる尊」は、世尊の特相「三十二相八十種好」すなわち、勝れた人がもっている身体の特徴である。「諸の方所に応じ」は、森羅万象すべてにおいて三十三化身十九説法のこととに応じて應現して觀音の分身と「為に法を説き給う」の言葉が十九回出てくることである。「弘誓の深きこと海の如く、歴劫にも思議せらせず」の弘誓は誓願ともいう。

「四弘誓願」は、隋の天台大師智顥が仏教徒が唱える形にしたものである。菩薩が一切衆生を救おうとして發こす四つの誓いである。

衆生無辺誓願度 煩惱無尽誓願断

法門無量誓願學 仏道無上誓願成

衆生は迷いごとばかり無限であるが、誓って濟度しようと願うことである。

次から次と煩惱は起こるが、誓って断じようとする願いである。

仏教の法門は無限であるが、誓って学ぼうという願いである。

仏道は人間の道のなかで最上のものである。

仏道の教えを極めることは容易ではないが仏の悟りに達しようと誓願をたてることは、もっとも深い願いであるといえる。

「歴劫にも思議せられず」は、觀音の弘誓の深さ、大きさは、永遠に語っても語りつくすことができるものではない。「多くの千億の仏に侍えて、大清浄の願を發せり」とある。

諸仏には各々の誓願をもっている。觀音が諸仏に侍えてということは、諸仏の助を得てということで、一切衆生のありとあらゆる願いをかなえるということである。

大清浄の願いは、一切衆生の苦しみを救うため無我の行、無相のはたらきを支えるのが清浄なる願心である。

觀音が無垢清淨の光であるとともに、慈悲の権化である。かつ觀音が説法して衆生を救う相を「甘露の法雨を澍きて、煩惱の燄を滅除す」といったのである。

最後に「諍い訟へて官處を経、怖畏なる軍陣の中にありても、彼の觀音の力を念ずれば、衆の怨悉く退散せん」とつづく。

「念彼觀音力」が心の行動であるとすれば、身体の行動は「一心称名」となる。

「南無觀世音菩薩」と一心に称名することである。

『正法眼藏聞書』「仏性」の読解

文学研究科宗教学仏教学専攻 禅学禪思想史研究(I)専修 吉 田 武 昭

①『正法眼藏』は道元の主著であり、75巻本・12巻本の系統と、60巻本・28巻の系統との二種に分類できる。「仏性」はそのうち75巻本、60巻本の第3巻目に所収され、各系統に於いて「行持」に次ぐ長文であり、その内容に於いて、「弁道話」「現成公案」とともに、『眼藏』全巻中のエッセンスともいべき重要な位置にあるとされている。実際本巻は道元の気力の充実した42歳のとき執筆・示唆され、以後54歳の示寂の寸前まで推敲が重ねられた畢生の一巻である。

75巻本の修訂編纂は道元の晩年に自身の手によってなされ、法嗣である懷辨によって淨書されたとみられるが、その上で、もう一人の法嗣である詮慧に一組が付された。この詮慧に付された75巻本をテクストとして、師道元の示寂後10余年を経て『正法眼藏聞書』という『眼藏』最初の注釈書が成立するのである。

この『聞書』の特質は、最古の注釈書であることなどまらない。詮慧は師道元と同じく若い時代に比叡山横川で剃染、顕密の宗要に通じ、天台学の教理に明るかった。さらに道元の40歳代前半、詮慧20-24歳頃に道元の興聖寺に衣を更え、師の椅子下に十数年を侍し、事实上『眼藏』が衆僧に示唆されたその全てを聴聞することのできる条件にあった者によって作られたということである。

『眼藏』と同じ時代の空氣を吸った者によって成り、時代的文脈を共にしているということは、他にかけがえない特質である。

後に詮慧の弟子である経豪によって『抄』が書かれ、『聞書』が併載される形で『正法眼藏聞書抄』が延慶元年(1308)道元示寂後半世紀を経て成立。これを底本とした写本が現在大分県泉福寺に所蔵され、本論はこの泉福寺本をテクストとして、「仏性」の巻を読解しようという企てである。

②「仏性」は、冒頭で『大般涅槃經』の一節、「一切衆生悉有仏性、如來常住無有變易」を天台教学で從来解釈されてきた意味、すなわち一切の衆生には悉く仏性があるを換骨奪胎して、一切の衆生は「悉有」であり仏性であると説くことからはじめる。天台によれば仏性は衆生の中に内在する我(アートマン)とか、やがて根となり、茎となり葉となり花となる種子のような実体的なものであるが、道元はそうした実体論的理解を否定し、衆生は

世界の万物があるということ(悉有)であり、万物があるといふその存在の事実を仏性であると説くのである。

この万物のあるといふ事柄は、六祖慧能が南嶺に言った言葉「是什麼物恁麼來」すなわち何物としか言いようのない存在が、かくの如く来たる、という言葉と同義であるといふのである。

この解釈は、仏の立場(『涅槃經』の立場)からみればこの世界の万物はこのような「ある」=眞実の存在の姿をとつており、それがまるごと仏性であると理解できる。

『聞書』の理解は、仏の立場からすれば、仏と衆生とは何の差別もあるはずもないと説くのである。こうした基本的解釈の上に立つて「悉有仏性」論が展開される。

③悉有仏性を釈尊の説いた宗旨とするならば、これが仏性の本証であると理解できる。次に衆生の立場から衆生無仏性が展開され、これは見仏聞法の最初に難得難聞であるが、無仏性の道得聞取こそが作仏の直道であるとする。すなわち「作仏的道理は、仏性は成仏よりさきに成仏するにあらず、成仏よりのちに具足するなり。仏性かならず成仏と同参するなり」と説かれ、成仏と仏性の同時一体性が道元の仏性論の肝心なところである。無仏性すなわち無なる仏性とは、作仏さえ求めず、身ひとつ以外何物も所有することなく、得る物を期待しないという実践的態度に於ける修行、すなわち發心、修行、菩提、涅槃の道環せるその時のことといふのである。

④さらには、無仏性は無常仏性とも展開される。『涅槃經』にいう「如來常住無有變易」の眞実の意味は、成仏の上にさらに仏向上があるのであり、迷の上の迷もあって仏と永遠不変であるのではなく、如來常住の常は眞常のことであり、眞常とは眞無常に他ならないと『聞書』は注釈を加え、『眼藏』の無常仏性の道理を精緻化している。この部分は現代でも、『古仏のまねび』において高崎直道などによっても、如來常住の解釈に疑義が出されているところである。

『眼藏』に明言されていないので解釈にとまどう箇所が、『聞書』によって現代人にも理解が及ぶように注釈された好例である。道元椅子下にあってのみなしえた注釈であろう。

『聞書』の読解検討の重要性は各所に見られるが、一例を挙げて本注釈に触れることの現代的意義を示した。

戦国期三河国の支配体制について

文学研究科歴史学専攻 日本史研究(II)専修 島田光規

三河国は、江戸幕府を開いた徳川家康の出身地でありその最初期の本拠地であった。三河国の国人であった家康がここまで発展できた理由の一つとして、家康以前に三河国を領有した戦国大名今川氏の影響があったのではないかと思われる。

今川氏は室町期に駿河国守護を世襲するようになり、氏親期には戦国大名に成長し、駿河国のほかに遠江国と三河国を領国とした。また、今川氏は分国法である「今川かな目録」を制定するなど独自の領国支配を行なった。戦国大名今川氏の領国支配の研究は、駿河・遠江を中心に多くの研究が積み重ねられてきた。

今川氏の領国内、駿河国は室町期からの今川氏領国で、遠江国は16世紀前半に今川氏を戦国大名に発展させたとされる今川氏親が領国化した地域で、ともに今川氏による支配が浸透していた地域であった。一方で、三河国は1493年の明応の政変に関わって、氏親は遠江侵攻の際に東三河の国人に知行地を与えるなどの関係はあった。三河国が今川氏領国となるのは天文年間後半に行われた今川義元の三河侵攻以降であり、実際に今川氏の領国であった期間は永禄年間に徳川家康が三河平定を行うまでの約20年という短い期間でしかなく、三河国内が安定していた時期はさらに短かった。しかし、このような短期間であっても今川氏による領国支配は行われており、この時今川氏によって行われた戦国大名的な支配体制は後の徳川氏による領国支配にも大きく関わったのではないかと思われる。

本稿では今川義元の三河国内における領国支配について主に国人支配と寺社統制の問題を取り上げ、義元が三河国内の領国化をどのように展開し、国人及び寺社への統制はどのようなものだったか検討した。義元の侵攻以前の国内は有力国人が割拠している状態であり、寺社も地域ごとの国人がそれぞれ安堵しているという状況であった。このような状況であった三河国に対し義元がどのように領国化を行い、どのような支配体制を実施していくかを解明することによって今川氏の三河国支配の実像の解明につとめた。

第一章では今川氏と三河国についての関係を取り上げ、三河国への侵攻を行なった今川氏親や今川義元の対三河政策について考察を行なった。

第二章では今川義元の三河国に対する領国支配体制と国人統制について考察を行なった。今川氏の三河国支配

については西三河の岡崎城と東三河の吉田城がそれぞれの地域の拠点だったことが知られている。また、いくつかの支城があり、今川氏給人が在番していた。この他、三河国内には東三河を中心に今川氏の蔵入地が存在し、今川氏の支城に在番した給人は蔵入地の代官職を宛行わられる場合が多かった。本章では今川氏の上記の三河支配体制に関する考察を行ない、特に三河国内の代官職の役割について検討を行なった。さらに、今川氏が三河国内の国人に認めた権限と「領」の相互のあり方について考察を行なった。

第三章では今川氏による寺社統制について、今川氏の領国化の進展と合わせて考察を行なった。本章は、今川氏が行なった三河国内寺社への安堵や検地に関わる文書から今川氏の宗教政策や領国支配体制の進展について考察したものであり、あわせて今川氏の検地政策や国人統制についても検討した。

今回の考察を踏まえて考えると、今川義元の三河侵攻は織田氏との三河国を巡る争いとしての性格が強く、今川氏によって滅ぼされた三河国人は織田方につき今川氏に敵対した国人であった。そのため、今川領国となった三河国では、国人領は国人による支配が基盤にあり、これに対し今川氏が国人の支配に対して制限を加えることが国人統制の基本であった。さらに、今川氏の東三河支配の中心地であった吉田城では西三河の岡崎城と同じく在地の国人層に代官職を与え、軍役や吉田城における奉行職を担わせていた。こうしたなか、今川氏による三河国領国化は義元の三河国侵攻に伴い東三河から順次寺領安堵や検地を行うことによって進められていき、訴訟制度等も他の今川領国である駿河国・遠江国に準じたものが整備されていった。これと関連して、三河国内の寺社に対しては基本的には各国人に対し従前のよう統制を行わせたが、今川氏蔵入地の寺社や一部の大規模な寺社に対しては今川氏が直接安堵を行い、さらに三河国人と関係の強い大寺社に対しては今川氏の祈願所として安堵しており、これは三河国人の統制を兼ねた政策であったと考えられる。

今回の修士論文においては今川氏の三河支配の一端について明らかにすことができた。しかし、今川領国における三河国の位置付けや徳川家康の三河国支配との関連については触れることができなかった。これらは今後の課題としたい。

織田信長のキリストン政策について

文学研究科歴史学専攻 日本史研究(II)専修 竹井沙織

織田信長は、天下統一事業を進める上で様々な政策を実施した。敵対する諸大名と戦い、仏教勢力を撃退、経済や商業の発展のため楽市令などの振興策をとるなど多岐に渡っている。私は特に信長の行った宗教政策に関心があり、その中でもキリスト教や宣教師たちを対象としたキリストン政策について考えてみた。信長は宣教師たちに好意的に接しており、保護・優遇政策を実施している。信長がこのように厚遇した背景には何があるのかということを、永禄・天正年間と年代を追って検討を行った。

永禄年間をみよう。永禄12（1569）年には保護政策の第一歩としてキリスト教の布教許可を行っており、これを契機に信長は宣教師との交流を進め、西欧文化についても関心を高めていく。また同年にはフロイスやロンソと朝山日乗に宗論を行わせ、キリスト教の勝利を受けて引き続き布教許可の姿勢を見せている。この宗論の史料は宣教師側によって脚色された可能性が高いとされるが、宗論自体は実在したと考えられ、フロイス側の勝利は信長やキリスト教徒たちに影響を与えたといえる。

天正年間をみよう。信長は、天正5（1577）年に京都に建設された「都の南蛮寺」に対して、京都所司代の村井貞勝を通じて保護政策を行った。政治の中心地である京都に建設された南蛮寺は新名所として評判となっていた。信長は南蛮寺を保護することで宣教師・民衆・キリスト教徒に自身の権力を誇示する機縁にしたと考えられる。このように比較的好意的な政策を取り続けた信長であるが、天正6年の家臣荒木村重の謀叛の際には、キリスト教を政治の道具として利用した面が見られる。戦局の要である高槻城主高山右近の説得役にオルガンティーノを命じ、受けなければキリスト教を断絶する意志を示した。この事件から、信長の好意は必ずしも純粋なものではなく、キリスト教を政治目的達成のために利用することも視野に入れていたことが窺える。そして信長の最後の政策として挙げられるのが、天正9年に建設された安土セミナリヨの保護である。信長は自身の居城がある安土に神学校の建設を許可し、教育現場の見学なども行った。これは信長自身が安土セミナリヨで実施されてい

た教育内容にある程度の理解を示したからこそ、便宜を図ろうとしたのではないかと考えられる。

このように信長のキリストン政策を考えてみると、彼は永禄年間のキリスト教の布教許可を皮切りに、年代を追うごとにキリスト教に対してより良い保護・優遇政策を実施するようになっている。キリスト教の布教を許可し、宗論の勝利という結果を受けて公的に保護し続けるということを周囲に知らしめている。さらには京都に南蛮寺、安土にはセミナリヨというように重要地にキリスト教に関わる建築物の建造を許可しており、より踏み込んだ保護内容に移っていったと考えられる。

信長はキリスト教の教義に魅せられて信者になった訳ではないが、このように長きに渡ってキリスト教に好意を示し続けたのは、当時の日本や世界の情勢も少なからず関わっていたのではないかと思う。信長が宣教師達と彼らの母国であるスペインやポルトガルの海外征服事業との関連性までは熟知していなかったことは十分に考えられる。信長は豊臣秀吉が信長の死後に宣教師たちの活動を警戒して伴天連追放令を発布することになるのとは異なり、宣教師から政治的危険性を感じることがなかったからこそ彼らを温かく迎えることもできたのではないかと思われる。また信長が活動していた時期は、京都などの上方にはキリスト教徒が増加していたといつても九州に比べて宣教師や教徒の数はまだ少なく、信長自身も宣教師がもたらす異國の知識や文化、風俗を純粋に楽しんでいたのではないだろうか。その一方で、高槻城の去就を巡る事件のように、天下統一事業のためには宗教であるキリスト教であろうと利用できる部分は利用し、自分に従うのであれば見返りのような物として一定の優遇政策や保護を実施していたことも十分に考えられるのである。

信長が自ら行ったキリストン政策を通してキリスト教や宣教師たちと交流を深めていたことは、当時の東西交流の一端としても、また彼自身の統一事業を支える基盤の一つとしても大きな意義があったのではないかと考える。

近世初期における朝幕関係の変遷について

文学研究科歴史学専攻 日本史研究(III)専修 社 本 健 一

近世の朝幕関係についての研究は戦前にまで溯り、近年では近世王権論をめぐる議論が盛んに行われている。こうした議論を踏まえた上で、近世国家の特質として天皇・朝廷の位置付けや朝幕関係の特質についての研究成果を改めて再確認し、研究を一段と深めて行く必要がある。本稿では、「近世初期における朝幕関係の変遷について」と題して、近世統一政権の形成・確立過程のなかで、天皇を中心とする朝廷がどのようにしてその統制下に組み込まれ、位置付けられたか、また近世初期の諸々の事件を経て朝幕関係がどのように変遷したのか、検討を試みた。

第一章では、近世初期における朝幕関係を概観した。慶長期は幕藩体制が成立し、江戸時代の朝幕関係の骨格ができあがった時期である。ここで注目すべき点は、「後陽成天皇」が「延喜の治」に倣おうとするほど当該期に天皇の権威を高めていたこと、そして和子入内に際して朝廷が外戚に相応しい地位を徳川家康に与えようとしたのに対し、家康は進官を辞退しあくまで官職制度から一定の距離をたもったところに位置しようとしていた点であろう。元和期には「武家諸法度」および「禁中並公家諸法度」が制定されるが、両法度が同時に制定されなければならなかったところに、近世の武家権力が天皇および朝廷を統制することなしに統一を果たし得なかった事情を読みとることができる。寛永前期は、紫衣事件や後水尾天皇の譲位強行など重要な事件が短期間のうちに相次いで起こっていることから、この時期の朝幕関係はきわめて重要であるといわざるを得ないであろう。その重要さと緊密さの土台に、「貴種」家としての親戚関係があった。

第二章では、幕府の寺院政策とその実態について検討した。寛永4年7月16日に大御所徳川秀忠が発布した

「上方諸出世御法度共」は、それまで野放団になっていた各宗寺院の出世入院・紫衣・上人号の資格の問題を、元和の寺院法度や公帖制度にそって秩序づけようとしたものであって、決して刺許の効力を一方的に破棄したり朝廷の権能を抑圧するという性格のものではなかった。しかもその政策の実行態度は、すぐれて穩便なものであった。

第三章では、近世初期における天皇の権能や政治的位置、また朝廷の役割について考察した。幕府が後水尾天皇即位の儀を後陽成天皇の譲位儀式と距離をもたせることで、徳川家の武威を天下に示す重要な儀式でもあった後水尾天皇即位の儀をいっそう際立たせようとした可能性がある。家康が「御元服譲位同日」との後陽成天皇の主張を斥けて両者の挙行を別々にしたのも、そのための一つの処置だったと考えられる。家康によって擁立された後水尾天皇ではあったが、家康没後に同天皇の権威は顕在化することとなった。後水尾天皇の権能の存在は元和期より確認されていたが、「諸家官位之儀」は秀忠の了承を得た上で叙任された。ここで重要なのは、朝廷から幕府への諮詢の段階で、秀忠の意思決定前に天皇の意思が「御尋」の形で表明されるようになったことであろう。後水尾天皇の突然の譲位に際して、幕府は摂家の合議体制をとることを朝廷に申し入れたが、これは天皇と同様の権限を有する摂政の立場を否定しようとしたものであった。幕府は後水尾天皇とその実弟である摂政一条兼遜の兄弟が連携して力をもつことを抑制し、摂家の合議体制をとるべきという名目で朝廷の統制をおこなおうとしたものであった。

以上のことから、近世初期の朝幕関係は諸法度適用の厳命と摂家衆による合議体制の確立に特質があったといえるだろう。

甲骨文資料に見える羌族の特徴について

——第一期武丁期資料を中心に——

文学研究科歴史学専攻 東洋史研究(I)専修 紺野晶子

殷代史研究における羌族の特徴についての研究成果は、甲骨文資料にあらわされる羌族に関する事例を個々に列挙して分析する状況にとどまっている。その原因として挙げられるのが、羌族に関する事例分析の段階で、以下の異なる二つの特徴が同時に存在したことである。

第一に羌族は殷王朝の国家的行事である宗教祭祀に人身犠牲として用いられ、殷王朝の社会において奴隸身分であったという学説をとなえているのが白川静氏や王慎行氏などである。

第二には羌族は殷王朝内部で重要な役職に就いており、低い身分ではそのような役職に就くことは出来ないはずで、殷王朝の社会のなかで決して奴隸身分ではないとする学説をとなえているのが、赤塚忠氏などである。

現段階で、殷王朝について判明していることは、神聖王権国家であり、殷王が最高の権力を持っていたが、その下に祭祀を実行する貞人集団など聖職者集団が国家を運営しており、首都である大邑商のもとには、各氏族の族邑が服属しており、邑制国家を組織していたということである。

また、各氏族の族長が殷王の命令により祭祀、狩猟、戦争などを実行したが、それら氏族も殷王朝に叛服を繰り返し、殷代末期においては服属する氏族の反乱が続き、周族が殷王朝を征服することでその歴史に終息を迎える。

また、羌族についての文字資料は現段階では殷王朝の文字資料である甲骨文資料しかなく、遺憾ながら殷王朝の社会からみた羌族の特徴として捉える事しかできない。なお、主に生活していた地域は甘肅・青海省一帯であり、遊牧生活と農耕生活をしていたものの二派に分か

れていた。

第一章では、甲骨文資料に見える羌族に関する事例を整理して、事例に見える羌族の特徴について確認した。その結果、羌族は殷王朝の行事である宗教祭祀に人身犠牲として用いられ、他に羊や牛など祭祀に用いられる動物犠牲と同列の扱いを受けていたことを解明した。また、羌族は狩猟や戦争の際に捕獲されて、他の虎や象などの動物を狩猟で捕獲するとの同列に扱われている事を証明した。また、羌族は羌方という敵対方国を形成しており、殷王朝と羌族との間に戦争関係があったことが判明している。そして、殷王朝の社会のなかで重要な職務に就いていたことも証明できた。

第二章では、第一章で証明された羌族の特徴を、奴隸身分と非奴隸身分とに分けるのではなく、羌族が神聖な生物と考えられていたため、一方では祭祀に犠牲として用いられ、他方では重要な職務に就くということが同時に存在しても矛盾しないということを証明した。さらに、殷王の系譜に羌族出身と考えられる羌甲が存在するが、この羌甲の即位について考証し、羌甲が実在する殷王ではなく羌族の信仰する族神を殷王の系譜に組み込んだ結果であるということを証明した。

今回の論文では、羌族について甲骨文資料の武丁期卜辞までしか検証することが出来なかったので、武丁期以降の甲骨文資料の事例を検証することと、なぜ羌族だけが人身犠牲として用いられたのかという疑問点について、他の氏族との事例を比較検討することでなにか手がかりがつかめるのではないかと考えている。今後の研究課題としたい。

抗日戦争時期における新生活運動と医療工作

文学研究科歴史学専攻 東洋史学研究(II)専修 和 田 太

本論では1934年から蔣介石によって提唱された新生活運動の歴史的意義、さらには先行研究では未だ詳細が明らかにされていない抗日戦争時期の新生活運動について論じたものである。

本論では、第一点目に、新生活運動を展開する以前の中国国内情勢を、孫文が死去した1925年を始点として蔣介石を中心に明らかにした。孫文の死後、国民党内の左右の対立が顕在化し、やがて反蔣勢力が形成されるなど党内統一が困難な状況であった。蔣介石は党内の対立のみならず、軍閥、中国共産党（以下、中共と略）、日本と多くの敵対勢力に対応しなければならなかった。蔣介石は各勢力に妥協をしつつ徐々に「安内攘外」政策を進め、1934年に中共を長征に追い込み、国民党は軍事的・政治的な優位を得た。その結果、新生活運動を展開することができた。しかし、各勢力に妥協したことで完全な独裁にはならず、蔣介石に権力を集めることが自身らの主要な課題になったと考えられる。

二点目に新生活運動の基本理念と目的、抗日戦争が始まる以前の新生活運動について先行研究を踏まえ検討した。新生活運動が影響を受けたのは、①中国の伝統的思想、②日本・ドイツの近代的国民像、③キリスト教が挙げられる。これらの要素を併せもつ人物は蔣介石自身であり、以上のことから新生活運動は国民の「蔣介石化」運動であったといえよう。つまり蔣介石自身をモデルとした「近代的国民集団」を形成し、自ら中心とする独裁体制を確立する意図があったと考えられる。これは、当時解放区に広まっていた「共産主義」に対抗しうる思想的基盤を新生活運動に求めたことを意味する。

三点目に抗日戦争時期における新生活運動について明らかにした。七・七事変以後、抗日戦争が本格的に開戦すると、以前から行われていた清潔運動・「規矩」運動・「三化」運動が大規模に展開できなくなったことにより新たな運動が展開する必要があった。特に太平洋戦争勃発後は連合国との連携を重視し、キリスト教の影響を強く受けようになり、連合国の「盟友」に対して寝食を提供するなど接待に近い活動が行われた。帰国華僑や運輸員などに対しても同様に寝食が提供され、軍事物資の

輸送の補助を行った。こうした面で抗戦に貢献したのである。

四点目に「新運医務医療隊」、「傷兵之友」運動（合作後、「傷兵之友」社総社）と中国紅十字会（以下、紅十字会と略）の活動についても明らかにした。「新運医療隊」は病院の建設などをせず、部隊として活動することで必要に応じて各地に派遣されたことが特徴として挙げられる。「傷兵之友」運動は民間発祥のキリスト教系の運動であり、傷兵問題を中心に医療工作も展開したが、次第に活動資金不足が問題となった。合作により政府主導の大規模な募金・微集活動が展開することができるようになった。紅十字会が合作した1943年は、むしろ「新運医療隊」が資金・物資不足の問題を抱えているため、紅十字会を軍事委員会に組み込むことで資金・物資不足の解決を図ったと考えられる。また、国民政府が医療を独占することで「医療の中央集権化」を狙ったと言えるだろう。

五点目に新生活運動がその後の中国にどのような影響を与えたかを考察した。1940年に成立した江精衛政権では、1941年11月より新国民運動が開始された。新国民運動は大アジア主義、東亜の共同保衛などを掲げ青年や公務員を中心に教育訓練を施し政権基盤の強化を図ろうとした運動である。運動の内容としては行動の規律化、消費節制など新生活運動と同様の内容である。また、1949年11月から中共が行った「全国衛生行政會議」でも国民が衛生工作に参加し医療衛生の大衆化が目的として掲げられている。新生活運動は以上のような政府主導の衛生・医療工作について先駆的な役割を果たしたのである。

これらの運動と新生活運動の詳細な比較検討については今後の課題としてきたい。

要するに、新生活運動は「国民の軍事化」という目標と同時に、国民党の政策に欠落していた思想的糾合を果たし、蔣介石の独裁を強化する目的があったと見なすことができる。抗日戦争時期には衛生工作と同時に医療工作が展開され、一連の工作は中国における政府主導の衛生・医療工作の先駆的な役割を果たしたと言えよう。

17世紀フランスの国家と法

——ルイ14世治世前半期を中心として——

文学研究科歴史学専攻 西洋史研究(II)専修 久後智紀

17世紀前半のフランスは、三十年戦争やフロンドの乱の影響、ヨーロッパ全体を巻き込んだ経済的収縮などで深刻な影響を受けていた。王権は、国内の行政、経済、財政などの深刻な状況を改善するために、上からの社会的規律化を通して王国の一円的統治に取り組んだ。その一環で、ルイ14世治世前半期の王令は重要な役割を果たしたのである。

従来の研究では、国家と法の位置づけとその役割が十分に検討されていない点があった。本論文では、このことを踏まえて、フランス絶対王政と法をめぐり、国王と諸勢力との関係の中での王令を検討した。特に、政治機構、訴訟制度、コルベールの経済政策から当該期における国家と法との関係を追究した。

第1の観点は、政治機構を中心とする王権によるフランス王国全体の社会的規律化への取り組みである。フランス絶対王政は、フロンド乱以降に社会的紀律化による王国全体の秩序の再建と治安維持の政策を取組んだ。まず中央行政機構では、国王顧問会議を改編して、行政、財政、司法といった専門分野に特化した機能の細分化を図った。そのようにして、国王立法の準備と法解釈の最終的な拠点に仕立て上げたのである。そして、中央の命令を実行させるために、地方長官制度の権限拡充も行った。しかし、それはフランス絶対君主制と諸社団の社会的妥協によって、制度改革が旧来の限界を再度引き延ばしたにすぎなかった。それは、旧制度の立て直しによって、一層古い慣習を根付かせただけであった。一方で、王権を誇示することで民衆の国王に対するイメージを浸透させる目的で、文化や日用品、建造物で具現したもの、それらが王権の意図したように浸透したかは難しい。むしろ、こうしたイメージ戦略が、18世紀以降の王権批判の象徴になってしまった。また秩序維持のための諸政策も、必ずしも機能できていなかった。王権は、既存の諸社団に対して強硬にできるほどの実力がなかったことを示しているのである。しかし、こうした制度設計が、法典編纂への道をつなげていく意義はあったのである。

第2の観点は、訴訟制度の分析を中心として、国王と最高法院との関係を追究することである。国王の立法活動には、最高法院がもつ王令施行の諸特権が大きな障害となっていた。国王は、最高法院の建言を制限して、国王立法の作成・制定・施行を容易にさせたのである。さらに国王は、王権の権威に関わる公法改革を重視して、民事・刑事訴訟制度の統一化を図った。両王命は、王令

の文言を形式的に王国全土で遵守させるため、実効性をそれなりに担保するものであった。しかし、両王令の内容は、中世以来の訴訟慣習、諸王令、法律家の注解書を総括したものだった。しかも、両王令は、王権にとって必要とされた事例を収集したのに過ぎず、これらに規定のないものは慣習法に依拠していた。そのため地方において一定の強制力をもって適応されていたが、下級裁判所段階では一般社会の実情を汲んだものとはいえない。結局、旧来から存在する訴訟手続をまとめた時点で、新たな取り組みをしなかった点に限界があった。あくまで、上からの社会的紀律化にこだわったルイ14世の姿勢だけが残ったものだったのである。

17世紀の経済的収縮期におけるフランス経済を回復させるため王権が施した対策は、商業活動や産業の改革と法令の弊害の解消であった。それは、オランダ、イギリス間との国際商業の競争に勝利するために、特権マニュファクチャーを王令でもって助成して産業の育成を目指すことであった。そして、王権は、各地域の諸種の産業に対して、それぞれに規約でもって製品への品質向上や不正を許さない秩序を導こうとしたのである。実際、フランス経済は1680年代に一定の回復を迎えており、1693~94年の飢饉と対外戦争によって経済活動が停滞したものの、平和時におけるフランスの経済的躍進は大きかった。しかし、1680年代前半までに制定された商事関係法は、制定時点の経済状況を踏まえたものであり、その後の景況に合わせた修正ができなかった。1669年のコルベールの規約のような地域ごとの改正は、経済状況を踏まえて改定されてきた。しかし、王国全体を取り巻く王令になると、諸勢力の抵抗の壁に打ち砕かれてしまったのである。王権の経済と法の関係は、断片的な経済政策の中で展開されるに留まってしまったのである。

総じて、17世紀フランスにおける国家と法は、これまで経験した社会不安を解消して、新たな国家像を打ち出そうとしたものといえる。しかし、こうした法典編纂は、公法分野に限定されたものであり、私法分野は諸種の慣習法に委ねていた。また、王令の条文の施行延期や条項の削除は、王権と法に関わる諸団体との間で事前に調整が行なわれたのであり、王権が王令を強行的に実施しにくい状況を反映していた。この点において、17世紀フランス国家による上からの社会的紀律化には限界があったといえよう。

ド・ゴールと空席危機

文学研究科歴史学専攻 西洋史研究(II)専修 早 川 光

修士論文では、フランス大統領シャルル・ド・ゴールと1965年7月に開始された「空席危機」について検討した。

空席危機は、フランスがヨーロッパ統合の諸機関から自国の代表を引き揚げ、これにより、共同体が機能停止に陥ることとなった事件である。従来は、空席危機はド・ゴールの反超国家的統合の現れとして考えられ、統合に打撃を与えた等と見なされる事件であった。

超国家的統合とは、国家主権を国際機関に委譲し、その機関が委譲された分野において国家を指導するという体制であった。ナショナリストであったド・ゴールは超国家的手法によるヨーロッパ統合に反対したと説明され、それ故に統合の反対者と見なされ、そのような理由で空席危機は、ド・ゴールによる統合への打撃と記述されているのである。

このように、些かド・ゴールの果たした役割を強調するように、空席危機が表現されている。実際の交渉過程がどのようなものであったのかに焦点を当てて、説明を行うものは少ない。これは、ド・ゴール期の外交文書が1990年代に至るまで刊行されなかつたことで（2000年代において1963年以降の外交文書が刊行されることになった）、ド・ゴールの発言や演説、回想録を基にして記述せざるを得ない状況にあったからである。

さて、空席危機の再検討を行ってみると、以下の四点が明らかになった。第1に、ド・ゴールは統合に反対ではなく、むしろ望ましいと考えていたが、超国家的な手法ではそれが達成できないと考えていたということである。すなわち、ド・ゴールが超国家的な統合に反対したのは、統合そのものに反対であったからではなく、その手法に反対であったからである。

第2に、空席危機が発生する直接の契機となった1965年6月30日の閣僚理事会で問題となっていたのは、共通農業政策（CAP：Common Agricultural Policy）の財政問題であり、超国家性に関する話題ではなかった。CAPは加盟国からの拠出金等で運営されており、その拠出金割合において、フランスとイタリア、オランダが自国有利の割合にするように対立したのであった。

第3に、フランスは空席危機によって統合の諸機関からフランス代表を撤退させたが、撤退を実施しなかった機関も存在していたということである。フランスは7月

1日に交渉決裂を表明するのだが、4日後の7月5日において、どの機関にフランスが参加して、どこに参加しないのかを決定する会議が設けられた。そこで不参加となったのは、1965年7月13日に開催されるECSCの閣僚理事会、7月19日から20日にかけて開催される6か国の財務相理事会、7月26日に開催されるEEC閣僚理事会であった。さらに、ルクセンブルクの調整委員会と常駐代表委員会（CORPER：Comité des Représentants Permanents）、対外関係や第三国との交渉についての交渉委員会への参加も見送ることになったのであった。

このように決定される一方で、参加を続けたのは、石油政策検討委員会、中期経済政策専門委員会、財政調和化と共通交通政策検討委員会、そして農業領域における後の決定を準備するためのグループや委員会などであった。そして、これらが決定された翌日に、フランスは正式に撤退を通知し、空席危機が始まるのである。

第4に、ド・ゴールは空席危機において、超国家性についての非難をその開始当初から触れていなかったということである。空席危機は、元はCAP交渉の不和によってもたらされたものにすぎなかつたが、ド・ゴールは9月9日の記者会見では、空席危機発生の原因として、CAP交渉の不和と統合の超国家性について言及するようになった。これ以降、空席危機問題においては、農業交渉は議論の周辺部へと移動し、統合の超国家性についての問題が中心に据えられていくのである。つまり、空席危機は農業交渉の不和を争点としていたのだが、それがしだいに、統合の超国家性へと変化していったのである。

以上の点から、空席危機はド・ゴールの超国家的な統合の反対から発生したのではなく、農業交渉上の不和によって発生したものであるので、空席危機の発生原因をド・ゴールの反超国家性の思想に帰すのは疑問であるという見解が導き出される。確かに、ド・ゴールは、統合を危機に陥れるというように見られる行動を取ったのかもしれない。しかしそれは、ド・ゴールが反統合主義者であったという説明にはならず、むしろド・ゴール自身の統合観の現れであったと言える。そのド・ゴールの行動を、統合への反対や統合を停止させるものと捉えるのは、ド・ゴールの行動を色眼鏡で見ることに繋がっているのではないだろうか。

12世紀、レヴァント地方における十字軍とイスラムの交渉史に関する一考察

文学研究科歴史学専攻 イスラム圏史学研究専攻 池野永一

キリスト教とイスラムの宗教的対立において、現代で有名な事件と言えば、2001年のアメリカ同時多発テロや20世紀中期に勃発した中東戦争が挙げられる。この両勢力の対立で、最も有名な事件が、十字軍遠征である。この対立は、11世紀末から13世紀後半の時代に展開した戦争で、現在でも宗教対立の代名詞として世界史で取り上げられている。その範囲が、シリアやレヴァントなどの東地中海の地域であり、元々は聖地エルサレムをめぐる争いである。しかし、この十字軍遠征で、政治・外交・軍事・経済等の観点で考察した場合に、東地中海はいかなる情勢だったのだろうか。本稿では、第1回十字軍遠征（1096年～99年）と第2回十字軍遠征（1147年～48年）の間の時期に展開した十字軍とムスリムとの関係に焦点を絞り、双方がいかなる関係を築いていったかを考察していく。

当時のレヴァントの情勢は、各都市が独自の政権運営を行っており、とりわけ政治的に対立していた。セルジューク朝の影響力が及んでおらず、まとまりがなかったのだ。

十字軍はセルジューク朝の侵入に悩まされていたビザンツ帝国の援軍として派遣された。しかしこの十字軍側でも、統一されていなかったという状態だった。

この双方の関係でのポイントは、協定である。協定は、大きく分けて経済関連の協定と軍事関連の協定の2つが存在する。前者は、金品や物品、場合によっては収穫物の分配が対象になる。そのほかにも、馬や衣服などが供与という形で譲渡される場合もあった。後者の場合は、領土の割譲や軍事同盟が最も多い。これら以外の協定では、捕虜の処分方法をどうするのかという内容が盛り込まれた協定も数例存在する。

この一連の協定の締結によって、ある1つの概念が確立していた。それが「勢力均衡」という考え方である。この場合の「勢力均衡」は、西洋近代史において確立したような勢力均衡構図とは異なり、国家主権の概念が確立していないレヴァントにおける「勢力均衡」構図とは、武力を用いて突出した勢力を出さないようにするという考え方である。この考え方は、突然発生したのではなく、様々な協定が結ばれたことにより、いかに戦闘を行わないまたは続かないかという課題が生まれたことに由来するという解釈がなされている。

やがてこのような考え方は、1128年にアレッポを支

配下に収めたイマード＝アッディーン＝ザンギーによって崩壊した。この当時のアレッポは、ザンギー政権以前、とりわけアルトゥク家・アクスンクル＝アル＝ブルスキーのそれぞれの時期で財政的に逼迫していた状態にあった。それは、様々な都市や勢力との協定に盛り込まれた金品ないし物品の無計画な譲渡が理由であるとされている。これにより、アレッポの勢力範囲にまで影響が及んでしまい、政治的な勢力も縮小してしまっていた。そこでザンギーは、「勢力均衡」構図に一切頼らない政策を模索したに違いない。そんな時に注目した地域がシリアの南部であろう。この地域はシリアの北部と異なり、収穫物が比較的多い。しかもシリアの南部は、今までの戦闘による影響を受けていない。いわゆる「シリア南部進出政策」を打ち出したのだ。この政策により、アレッポの勢力範囲が拡大した反面、十字軍や他のムスリムの勢力内で反ザンギー勢力が発生するようになっていた。その筆頭が、十字軍諸国家の筆頭格であるエルサレム王国と「シリア南部進出政策」の最終目標となっているダマスクスであった。また、ザンギーを助けながら、ザンギーから亡命した人物たちを守ろうとして独立を保ち続けてきた都市もあった。しかし、ザンギーの「シリア南部進出政策」は、1144年にザンギー自身が暗殺されることにより中止された。

また、この時代において十字軍に対するムスリムのジハードも重要なキーワードの1つとして挙げられる。この場合のジハードは、セルジューク朝のスルタンが率いる宗教的軍事行動である。このジハードの特徴は純粹に宗教的な要素ではなく、実際にはスルタンの都合で行動を起こしていた軍事行動である。例えば、敵対関係にあった同じイスラム勢力に対して軍隊を派遣するなどの行動である。

十字軍遠征時、十字軍（フランク人）とイスラムの双方はそれぞれに問題を抱えていたが、双方が友好的関係を有することにより、まず、同じイスラム世界の中で争い合っていたムスリム有力者は自分が優位になれるかもしれないと思ったのであろう。一方、財政が乏しかった十字軍にとっても地理的に遠いヨーロッパからの物資も依存できなかつたことから、現地での調達が短期的に解決したという利点があった。宗教的に相容れない関係であっても、政治的な関係で注目すれば、友好関係が築かれていた様子がうかがえる。

渥美窯における地域性の研究 ——特に山茶碗類を中心として——

文学研究科歴史学専攻 考古学研究(II)専修 中 島 啓 太

渥美窯は、現在の田原市と豊橋市に所在する中世に稼働していた窯業生産地である。渥美窯の調査は1960年代以降から行われているものの、資料の報告が遅れ、実態を解明するのにあたって、不明な点が多くあった。本稿では、上記のような状況から、渥美窯の実体の解明を目的として、渥美窯にて生産されていた山茶碗類を研究対象とし、山茶碗類の分類・変遷についての検討を行ったものである。

第1章では、これまでに行われた渥美窯の山茶碗類の編年研究史の整理を行い、渥美窯の山茶碗類は三型式区分が採用されていることを述べている。

第2章では、渥美窯に所在する窯跡の分布を述べ、窯跡の分布から、橋良地区、老津地区、汐川地区、芦ヶ池地区、伊良湖地区という五つの地区を設定した。

第3章では、前章で設定したそれぞれの地区ごとに、窯跡から出土した山茶碗類の紹介を行い、窯跡ごとに山茶碗類の分類を行っている。なお、分類を行うにあたっては、山茶碗類の体部や高台の形状、施釉の有無、輪花の数と有無を基準として、分類を行った。

第4章では、前章にて行った分類をもとに、地区ごとに山茶碗類の変遷を考察した。なお、変遷を考察するにあたって、先行研究にのっとり三型式区分を採用し、山茶碗類の形状や属性の違いから、三型式区分を細分化した。I型式（I期）は3小期、II型式（II期）は3小

期、III型式（III期）は2小期に细分されることから、計8段階を設定した。山茶碗は、省力化の方向へ変遷している。本来ならば、型式学的方法論と層位学的方法論を用いて考察を行うべきであるが、資料的な制約上、型式学的方法論を重視して、山茶碗類の変遷を考察した。

渥美窯を五つの地区に分け、それぞれの地区ごとで変遷を考察した。結果として、老津地区、汐川地区、芦ヶ池地区では生産が連続して行われているのに対して、橋良地区および伊良湖地区では、一定期間にのみ生産が行われている点を指摘した。

また老津地区の変遷と、汐川地区、芦ヶ池地区的変遷とでは、山茶碗類が異なる変遷をする点を指摘、渥美窯の山茶碗類は2種類の変遷をたどる事を想定した。これは、芦ヶ池地区周辺が国衙領とされ、汐川地区が伊勢神宮の御園・御厨として伊勢神宮領とする文献史料側からの指摘が存在するが、少なくとも山茶碗生産に限っては、国衙領、伊勢神宮領の区別はない事を指摘した。以上の事から、渥美窯の山茶碗生産は莊園公領制には含まれない可能性が高い。

まとめとして、各地区における窯業生産の特徴を述べた。渥美窯の中でも、地区によって生産品など違いがあるが、本稿では研究対象を山茶碗としたため、他の器種について深く触れなかった。壺・甕などの山茶碗以外の器種については、今後の検討課題としておきたい。

中世美濃国における初期四耳壺についての一考察

文学研究科歴史学専攻 考古学研究(II)専修 山 本 智 子

本稿は、中世美濃国の窯業地で生産された初期四耳壺について、その生産と流通の実態を明らかにすることを目的としている。近年、発掘調査によって美濃国内では様々なスタイルの四耳壺が生産されていたことが明らかにされつつある。しかし、中世唯一の施釉陶器生産窯として知られる瀬戸窯に比べると、美濃国側では四耳壺をはじめとする山茶碗以外の器種については先行研究が少なく、明らかにされていない部分が多い。

中世美濃国の窯業地は、南西部に位置する美濃須衛窯、南部中央よりやや西に位置し、尾張国の大口窯と隣接する東濃窯、東部に位置する中津川窯の大きく三つに分けられる。また、この他に単独の窯業地として可児市の古城山（兼山）窯、瑞浪市の大久手窯、恵那市の才坂窯・上平窯が知られているが、初期四耳壺の生産が確認されたのは上記の3窯業地である。第1章では、各窯業地で生産された四耳壺の事例を報告した。

第2章では、日本における四耳壺生産のモデルとなつたとされる中国産の白磁四耳壺についての先行研究を紹介した。また、尾張国で初期四耳壺生産を行った猿投窯についても検討を加え、分類・変遷も行った。

第3章では、これらを基に、美濃国で生産された初期四耳壺をその形状や製作技法などからA類・B類・C類・D類の大きく四つの形態に分類した。A類は、主に猿投窯と東濃窯、瀬戸窯で生産された、粘土紐を2本貼り合わせた耳部をもつものである。B類は、主に美濃須衛窯と東濃窯で生産された、ヘラ刻による3~4条の沈線が施された板状の耳部をもつものである。C類は、主に東濃窯と中津川窯で生産された、型による3~5条の突腺が施された耳部をもつものである。D類は、現時点で口縁部が確認されていないが、胴部内外面の調整等により、瀬戸窯工人が製作したものと判断した。なお、A類~D類以外に分類不可能である四耳壺も確認しているが、点数が極少数であるため今回はその他の四耳壺として一括した。なお、変遷・編年は各窯跡で四耳壺と併焼された山茶碗の型式を基に行った。

第4章では、美濃国産四耳壺の流通状況について検討を加えた。初期四耳壺は、生産地である東海地方を中心

に分布しているが、消費遺跡出土の四耳壺を上記の分類に従い分布図を作成し、同時期の瀬戸窯産四耳壺の分布図と比較し、両者の関係を明らかにしようとした。

そして、生産と流通の状況から、美濃国における初期四耳壺生産は第1期から第4期の4時期に分けられる。

第1期（12世紀末）は、美濃国で初期四耳壺の生産が開始される段階である。東濃窯ではA類、美濃須衛窯でB類が生産される。

第2期（13世紀初）は、A類がみられなくなり、B類を中心に生産する窯跡が増加し、加えてC類の生産が始まる時期である。この時期のB類は、美濃須衛窯・東濃窯で生産され、新たに生産を開始するC類は、古瀬戸前期段階で焼成された四耳壺によく似た耳部を持つものの、全体の形状は異なる点が多く、調整技術も東濃窯独自のものである。流通状況は、C類は消費遺跡からの出土が確認できていないため、B類のみでの推測になるが、B類は広範囲で確認されるものの点数は減少している。

第3期（13世紀前葉）は、最もバラエティに富んだ四耳壺が生産された時期で、B類・C類・D類の生産が確認されるが、美濃須衛窯での四耳壺生産はみられなくなる。B類は東濃窯のみでの生産となり、C類は東濃窯と、新たに中津川窯で生産が開始される。

第4期（13世紀中葉～）は、東濃窯で四耳壺生産が終了し、美濃国内では中津川窯でC類の生産が行われるのみとなる。中津川窯で生産された四耳壺の全容は明らかにされておらず、その生産規模も不明であるが、消費遺跡での出土例が極めて少ないとから、第3期までと比べ生産量が減少していることは明らかである。

以上のことから、美濃国内の四耳壺生産についてまとめると、美濃国内では12世紀末に四耳壺生産を開始し、12世紀末から13世紀初にかけてその生産のピークを迎えるが、13世紀前葉には生産量が減少し、遅くとも14世紀前半代には四耳壺生産を終了するものと思われる。すなわち、生産を開始した初期の段階である第1期では瀬戸窯と競合関係にあるものの、第2期にはその生産量は減少し、瀬戸窯が古瀬戸前期様式を確立する第3期には、美濃国での四耳壺生産は衰退するものと思われる。

『聊齋志異』の研究

文学研究科日本文化専攻 日本文学研究比較文学専修 丁

筠

『聊齋志異』は、前代の神話や寓話の要素を持つ作品で、約四百九十余話（版本によって異なる）から成る。『志異』という題名のとおり、六朝の「志怪」の簡潔な叙述方式と、唐代の「伝奇」の華麗な陳述方式がともに含まれて、両者の風格を備えている。

第一章、はじめに。1－1 蒲松齡の生涯：蒲松齡の七十六歳の生涯を大凡五つの時期に分けて略述する。I－2『聊齋志異』の版本：『聊齋志異』は各地の愛好者の間で筆写されて流布した。そのため『聊齋志異』は各種の版本がある。十七の版本を紹介する。1－3 蒲松齡と『聊齋志異』：蒲松齡の『聊齋志異』の創作動機や創作方法を紹介する。

第二、三、四章では、『聊齋志異』の三つの側面をとりあげた。それは、現実を超える三大現象、「生と死」・「真と幻」・「人と異類」である。この三側面の考察は、先行する研究者の成果である（『怪異世界的建構』石育良著1996. 6）。それを踏襲して、本論文では前人がまだ研究していないところ、『聊齋志異』全篇を、三つの側面の下でもっと細かい項目に分けて分類する。

第二章、生と死一生と死の限界から超脱する。2－1『聊齋志異』中の生と死を超脱する諸類型と分類：①輪廻 ②冥界 ③復活 ④靈魂 ⑤善鬼と惡鬼 ⑥神仙。2－2「鬼魂」の定義：中国古来の鬼神崇拜や、中国の伝統の中の「鬼」のいくつかの特性について説明する。

2－3『聊齋志異』中の生と死を超脱する意義：『聊齋志異』の中では死亡は終点ではなく、新たな起点であることについて説明する。2－4 蒲松齡の佛教觀：蒲松齡が佛教の信者であることは、彼の著作を見ればよくわかる。『聊齋志異』中には、因果・輪廻の観念が、明瞭にあらわれている。例を引きながら実証する。2－5 陳玄祐の『離魂記』と蒲松齡の「葉生」—離魂と招魂—：唐・陳玄祐の『離魂記』の中の主人公張倩娘は、結ばれない愛のために離魂する。清・蒲松齡の「葉生」の主人公の葉生は、病気になって死んだ肉体の代わりに、魂が恩人に恩返しをした。この二つの離魂の類型を対照して比較する。そして、中国传统の招魂に関する話を挙げる。

第三章、真と幻、真に似て真ではない、幻に似て幻ではない。3－1『聊齋志異』中の真と幻が繋がる諸類型と分類：①他界と現実が繋がっている ②夢の如く（奇妙な遭遇） ③法術・奇術。3－2 神や異類が人に夢告

する：蒲松齡は『聊齋志異』中の神によって、勸善懲惡の目的を説く。3－3 夢の靈験性について：人にとって夢の兆しが靈験かどうかという問題について、その大凡は、牽強付合な心理作用や感通作用であろうと考えることができる。この二つの作用について『聊齋志異』の類話を引きながら論述する。3－4 法術や奇術：中国の術に関する類話と『聊齋志異』の類話を引きながら論述する。3－5 自行簡の『三夢記』と蒲松齡の「鳳陽士人」の比較：唐・自行簡の『三夢記』はもっとも早く、それぞれの人が同じ夢を見るという記述をするものである。三つの夢に関する奇妙な三つの短篇と蒲松齡の「鳳陽士人」、三人同夢との比較。

第四章、人と異類・「アニミズム」。④－1『聊齋志異』中の人と異類の関係の諸類型と分類：①人類が異類に変身する／異類が人類の姿になる ②異類はただ客觀的な自然界の存在 ③異類と人類の繋がり ④モノに対して情熱を傾ける所謂「癖」と称するマニア。4－2 アニミズム思想と『聊齋志異』の関連性：まずアニミズム思想の由来を説明する。世界万物の崇拜については、自然現象、動物、諸物の三種類の崇拜に分けられるが、『聊齋志異』の中にその崇拜と関連する例話を挙げる。4－3 志怪小説中の「变形」の意義：中国の变形に関する話と『聊齋志異』の中の变形の話を引いて論述する。4－4 李復言の『続玄怪錄』卷四「張逢」と、蒲松齡の「向杲」の比較：唐・李復言の「張逢」は虎に変身して、不義の官吏を殺す。清・蒲松齡の「向杲」は虎に変身して、兄のあだを討ち果す。この二つの虎に変身する話の動機や、人が動物に変身する意義を論述する。

第五章、おわりに。5－1『聊齋志異』の他の種類の分類：『聊齋志異』には、単なる風俗民情やその当時の災異に関する記事、或いは奇人逸事の話などもある。怪異の物語とは別に考察する必要があるので、以下の四つに分類した。①女性豪傑 ②官場事情 ③奇人 ④逸事と異事。5－2『聊齋志異』の内容思想の類型：『聊齋志異』の内容は大体この四つの題材に分けられる。①科挙 ②官場事情 ③愛情 ④民俗風情。5－3『聊齋志異』の芸術上の成就：『聊齋志異』が人口に膾炙する理由を、①鮮やかな人物形相 ②豊富な物語構想 ③風格独特的な言語藝術、の三点から分析する。

鳥獸人物戯画の表現技法について ——信貴山縁起絵巻との比較を通して——

文学研究科日本文化専攻 日本文化研究(II)専修 菅 安 舞

「鳥獸人物戯画」は甲・乙・丙・丁巻の4巻から成り、これらは内容・制作された時期共に違いがある。動物たちを擬人化して描いた甲巻と実在のあるいは想像上の動物の生態を描いた乙巻は、12世紀中頃に描かれた。統いて、動物の戯れと人間の悲喜劇とを前後2段に描き分けた丙巻は、12世紀末から13世紀初めに描かれ、人間の様々な姿を描いた丁巻は、13世紀半ばに描かれたものとされる。これらには、詞書と呼ばれる解説が付いていない為、様々な解釈がなされている。本論稿では、先行研究を基にし、絵巻物を自分の目で見て感じたことを加えて解釈を行う。さらに、ほぼ同時代に描かれたとされる「信貴山縁起絵巻」の表現技法と比較し、「鳥獸人物戯画」特有の表現技法を示す。

第1章では、絵巻物の形式、また絵巻物が発生して衰退に至るまでの過程や、「鳥獸人物戯画」の描かれた院政期（ここでは白河上皇の院政開始に始まり、平安時代の最後を覆うもの）について述べる。院政期の絵巻物は多く現存しており、この時期に日本の絵巻物の大きな高まりがあったと考えられている。「鳥獸人物戯画」は、院政期において注目すべき絵巻の1つとされる。

第2章では、「鳥獸人物戯画」が納められていた高山寺との関連や、「鳥獸人物戯画」の作者について、先行研究を基に様々な見解を示した。特に作者については、「一流の宮廷絵師が現在の甲・乙巻を描いたとする説」、「鳥羽僧正覚猷（1053年～1140年）が平安末期の世相を風刺したとする説」、さらに「定智と鳥羽僧正覚猷の2人が描いたとする説」を挙げ、それぞれの根拠についても述べる。

第3章では、「鳥獸人物戯画」の様々な復原論や「年中行事絵巻」との関係について述べた。ここでは、上野憲示氏の復原論を挙げる。「鳥獸人物戯画」は、近世初期の頃には早くも切断されていた。そのうち、「東京国立博物館所蔵断簡」・「益田家旧蔵断簡」・「A・B・マーチン氏所蔵断簡」などは、現在でも確認できる。すでに原

本を失っているが、模本によって図様を確認できるものとしては住吉家伝来模本・長尾美術館旧蔵模本などがある。上記の断簡や模本を含め、現存の甲巻の復原論について述べる。現存の甲巻には、天文16年の細川晴元の兵火により、巻物の下部に連続性のある焼損箇所ができた。上野憲示氏は、この焼損箇所に注目し、数学的処理を行い、現存甲巻に断簡と模本を加えて復原案を示した。他にも、紙継ぎの部分の接線に不自然な部分があること、料紙の接続及び画面の展開、虫食いの痕、筆致の違いをポイントとして復原論を述べている。上野憲示氏の復原論では、甲巻を復原A巻系と復原B巻系に分けて考え、様々な視点から検討した結果、復原A巻系と復原B巻系はそれぞれ別の人間が描いたものという結論に至った。

第4章では、「鳥獸人物戯画」に描かれた動物や人物の動きを、甲・乙・丙・丁巻すべてを通して見ていく。特に甲巻では、主に兎と蛙、猿が描かれ、背景には秋草が多く描かれている。本論稿では、描かれたものを自らの言葉で説明する。

第5章では、「信貴山縁起絵巻」について触れ、表現技法を見ていく。続く第6章においては、先行研究を基にして、「信貴山縁起絵巻」と「鳥獸人物戯画」の表現技法の比較を行う。「信貴山縁起絵巻」と「鳥獸人物戯画」の根本的な違いとして、制作目的が挙げられる。すなわち、「信貴山縁起絵巻」は寺院縁起として、注文主や鑑賞者の意向を意識しながら丹念に描かれたものである。それに対し「鳥獸人物戯画」は、外的な制約を受けることなく、自発的にかつ自由に描かれたものであるとされる。その他にも、空間の捉え方、異時同図法の用い方など、多くの相違点を見ることができた。

本論稿では、全体的に描かれたものを見るに偏り、解釈が十分でなかったと感じる。すなわち、当時の暮らしや風習、文学等の知識を増やし、今後さらに解釈を深めていく必要があると考える。

受験をめぐる呪術と祈願

——その民俗学的考察——

文学研究科日本文化専攻 民俗学研究専修 塩野友太

受験という制度がわが国において採用されたのは、明治維新以降のことであり、高度経済成長期の頃には「受験戦争」と形容されるほどに受験競争は熾烈なものとなつた。本論文は、受験にまつわる民俗の事例を収集し、日本では歴史の浅い受験と民俗とがいかに結びついてきたのかを論じたものである。

第Ⅰ章では、受験にまつわる民俗を考える上で要点になる「俗信」と「呪術」、「祈願」などの概念について先行研究を紹介しながら整理した。J. G. フレイザーが提示した「類感呪術」や「接触呪術」をはじめとする呪術の理論や、祈願には心理的に安心や希望を得られるという点に意味を見出す場合があるという荒川敏彦の指摘などを確認した。

第Ⅱ章では、受験をめぐる祈願、すなわち神仏に合格を願う行為について整理・記述した。受験をめぐる祈願の対象となるのは、基本的には天神をはじめとした学業に御利益があると信じられる神仏といえよう。しかし、本来は学業の御利益のない社寺も合格祈願の対象になる場合もある。それは、受験シーズンと重なる初詣の際に合格を祈願する参拝者側の動きや、「受験合格」という二次的な御利益を創作した社寺側の経営戦略にみることができる。例えば、「飛不動」の名で知られる正宝院（東京都台東区）は、本尊の「空飛ぶ不動」の伝承と近年の航空機の発達とが結びつき、航空安全に御利益があるとされるに至り、さらに航空安全＝（試験に）落ちないとということで、合格祈願の対象となりえた。また、合格祈願はときに必勝祈願、勝運祈願とも結びつく。必勝祈願や勝運祈願が合格祈願に転用される理由は、勝負運向上という御利益が、受験競争の激化する現代に合わせて、新たに適用されたためと考えができる。さらに、水族館や鉄道会社をはじめとした各種企業や団体などでも合格祈願にかこつけた催しが開かれている。以上のように合格祈願には、あやかれるものはすべて取り入れる、という性格がみられる。そして受験者は大々的に宣伝された「合格成就」にすがる傾向にあるといえよう。

第Ⅲ章では、受験をめぐる呪術の諸相を、事例を列挙することで紹介・整理した。近年では、民俗を利用した

受験生応援商品が続々と発売され、それらが広く利用されるという動きがみられる。本論文ではこれらの商品を「合格グッズ」と総称したが、それらには次のような特徴が指摘できる。紅白や金色、桜色などめでたい印象を与える色を基調とした商品が多く、招き猫やダルマといった縁起物や、絵馬など神を連想させるものが食欲を取り入れられているということである。しかし、受験シーズン限定を謳っていても、パッケージが異なるだけで、中身は既存の商品を流用している場合が多い。合格グッズはそのほとんどが類感呪術的発想に基づくものであるさらに近年では語呂合せを基盤としながら、インターネットを利用するなどした擬似的な祈願の企画や、販売元による代参など、合格グッズには年々新たな試みが取り入れられている。また、他人の家の表札を盗むと合格するとされたり、合格祈願の「はしご」をすると落ちるとされたり、受験にまつわる呪術的行為や禁忌が、口コミやインターネットを介して広まっている。その理由は、合格祈願をより効率的に実践したいという受験生の要望が反映された結果と考えられる。

第Ⅳ章では、受験をめぐる民俗の特質を指摘し、考察を加えた。受験にまつわる民俗は営利主義に深く結びついているとみることができる。受験合格という効験が認められるようになるのは、昭和20年代末、北野天満宮が合格祈願の絵馬を授与し始めた頃のことである。以後、社寺が先行して宣伝した受験合格という効験を企業が取り入れ、2000年頃に商品化したことにより合格グッズは爆発的に普及した。さらに合格グッズに触発され、社寺が授与品などに呪術の要素を盛んに取り込むという応酬をみせたことにより、呪術と祈願は歩みあう結果を招いた。このような合格グッズや授与品が受け入れられる理由は、荒川が指摘する心理的な効果、つまり呪術と祈願の二重の効果によって、より強い安心感を得ようとしているためと推察できる。受験にまつわる民俗は、受験競争の激化により生じた人々の不安と、それにつけてこんだ社寺や企業の経営戦略を背景に発展してきたと考えられる。

架橋による輪中の社会変容

——福原輪中の事例から——

文学研究科日本文化専攻 民俗学研究専修 牟田泰斗

本論文は、「福原輪中」(2012年現在の市町村区分における愛知県愛西市立田町福原)が架橋によりいかに変容したのかを論じることを目的としている。福原輪中と陸地との関係は、三川分流工事や架橋などにより変化しているが、I：三川分流工事以前：1887(明治20)年以前、II：三川分流工事以後：1912(大正1)年以後、III：三大橋架橋以前：1933(昭和8)年11月以後、IV：三大橋架橋以後：1987(昭和62)年1月以後の4つのステージに分けることができる。「三大橋」とは、愛知県愛西市立田町松田とを結ぶ立田大橋(1984年架橋)、長良川にかかり岐阜県海津市油島を結ぶ長良川大橋(1987年架橋)、そして揖斐川にかかり海津市油島と三重県桑名市多度町福永を結ぶ油島大橋(1983年架橋)の三つの大橋のことである。

第1章「輪中とその研究史」では、第1節「輪中の研究史」にて、歴史資料上の一用語でしかなかった「輪中」が、初めて学術用語として使われてから、その後どのような研究がなされてきたのかを整理した。次に、第2節「輪中の歴史」にて、(1)形成、(2)治水の歴史と題して、最古の輪中である高須輪中(古高須輪中)の開発(1601～1608年)から、その後の大規模な治水工事である「宝曆治水」(1754年2月・1755年5月)や「木曽三川分流工事」(1887年・1900年)について概観した。さらに、第3節「輪中の特徴」では堤、郷倉、屋敷森、水屋、助命壇、株井戸など輪中の特徴的な施設を紹介した。

第2章「福原輪中とその歴史」では、第1節「福原輪中の概観」にて、福原輪中は、愛知県でありながら愛知県と接しておらず、三大橋が架橋するまで愛知県側へのアクセスに苦労を要したことや、小さな輪中で、福原の開発者であり地主である「加藤家」が大きな発言力を持っていたという特徴等を指摘した。また、第2節「福原輪中の歴史」において、1635年に加藤家によって開発される以前は木曽川の砂州であった福原は、宝曆治水や三川分流工事によってその地形が変化していくことを、図表を用いながら詳述し、さらに福原に唯一ある教育機関である立田南部小学校福原分校の歴史にも触れた。

第3章「架橋インパクトと架橋のパターン」では、島嶼に関する研究であるが、塩谷祐司による架橋のパター

ン分類(A：架橋により本土と島が直接接続されたもの、B：他島を経由して本土と間接的に接続されたもの、C：両端がそれぞれ異なる本土と架橋で接続されたもの、D：他島との島嶼間接続)を紹介し、本論文のキーワードである架橋インパクトについて、宮内久光の研究を整理した。宮内は架橋インパクトの調査に際しての問題点を指摘しているが、筆者が行った福原輪中における聞き取り調査では、それらをクリアしていることを確認した。

第4章「三大橋の架橋による福原の変容」では、インフォーマンである加藤裕子(ひろこ)さん(1940年生まれ、71歳)に対し筆者が行った「福原の生活や交通が三大橋の架橋によってどのように変化したか」に関する聞き取り調査の結果を記述した。調査内容は、「学校」「緊急連絡」「病院」「商店」「立田町との交流」「交通量」「外部からの人」「架橋はどう思うか」の8項目、合計22点であった。

そして、第5章「考察」では、福原における陸地との関係を先述の4ステージに分け、塩谷による架橋のパターン分類に当てはめた上で、第4章にて記述した福原の変容を、架橋によるプラス面とマイナス面に分類した。その結果、プラス面では、「学校」「緊急連絡」「病院」「商店」「立田町との交流」等における「基本的なアクセスの向上」と「行動範囲・選択範囲の拡大」が挙げられた。一方、マイナス面としては交通量や外来者の増大に伴う「特定期間のアクセスの低下」と「住環境の悪化」が指摘できた。

架橋により、輪中外の人々にとっても油島大橋→長島大橋→立田大橋の道筋が確立したが、同時にゴミの投げ捨てや渋滞を招くことになった。福原の人々にとって、行楽シーズンの渋滞などで輪中外に出られないなど、予期せぬ不便が生じることとなった。こうした、架橋のいわば功罪について、インフォーマントは「プラスマイナスゼロ」と語っている。福原においては、三大橋の架橋による「マイナス面」は「プラス面」を「ゼロ」にするほど大きいものといえよう。架橋による利便や受益の分布については、慎重に考えなければならないと筆者は考える。

県民性言説の生成と展開

文学研究科日本文化専攻 民俗学研究専修 余 語 祐 一

本論文は、タイトルを「県民性言説の生成と展開」と設定し、「『県民性』言説」の展開や変遷について整理・考察したものである。なお「県民性」という用語は、廃藩置県以降の行政区画である「県」を単位とするものであり、それ以前は「国」などが地域性を認識する単位であった。記録や文献にいわゆる「お国柄」が描かれる例もあり、江戸や他の都市住民の生活を比較する資料も多く認められる。こうしたいわゆる「お国柄」は「県民性」の前身ともいえる。現在に至っては「ご当地グルメ」など「ご当地○○」といった表現がメディア等で頻繁に使用されている。これらを本論文では総称して「地域性格論」と呼ぶことにした。

本論文の構成は、まず第Ⅰ章において、辞典・事典類において「県民性」がどのように使用されているのかを概観した。そこで確認されたのは「県民性」には広義・狭義の二義があること、また、「県民性」の社会科学的実証には問題点があること、そして現代の「県民性」に関する出版物のジャンルが多様化していることであった。そして第Ⅱ章においては「県民性」の歴史として、その前身ともいえる「お国柄」がどのように歴史的文献において描かれているのか。また、そうした地域の性格が語られる社会的条件を整理した。そして、江戸時代の「国」から「県」への移行という大きな変革であった廃藩置県による県の内部での抗争について、長野県と青森県の事例を示した。第Ⅲ章では、「県民性」の流れを振り返り祖父江孝男による「県民性」研究について整理し、「県民性」が注目された時代背景を述べた。第Ⅳ章では現代の「県民性」として、多様化された「県民性」商品とそれらがメディア等で取り上げられる状況を記述し、「県民性」が商品として流通しているという点に着目した。そしてその背景として認められる文化産業やフォーカロリズムという現象について概観した。

以上の作業から筆者は、本論文において 1) 県民性とステレオ・タイプ、2) 県民性と心理学の関係、3) 「お国柄」や「県民性」が語られる時代、4) 名物とご当地グルメ、5) 県民性と経済的要素、6) 地域性格論と社会との関係、6つについて指摘をした。

1) 県民性とステレオ・タイプ

「県民性」には、広義・狭義の二義があり、狭義においての「県民性」は「共通の性格」を意味している。それに対して広義の「県民性」は目に見える商品や食などを指すものである。狭義の「県民性」である「共通の性格」の語られ方には多くのステレオ・タイプが見られて

いるが、現在、語られることの多い広義の「県民性」においてもステレオ・タイプによる語られ方は連続しているといえる。

2) 県民性と心理学の関係

初期の狭義の「県民性」研究においては、心理学者による研究が多く、心理学と「県民性」研究の関係性が深いと見ることができる。

3) 「お国柄」や「県民性」が語られる時代

「お国柄」や「県民性」などの「地域性格論」は太平の江戸時代や戦後の平和な時代などにおいて多く語られている。

4) 名物とご当地グルメ

近世の江戸時代における「名物」と現在の「ご当地グルメ」には、地域に特徴的な商品を地域差を意識して売り込むという共通の特徴をもっていることは注目すべき点である

5) 県民性と経済的因素

地域限定やご当地グッズなどにみられる「県民性商品」やご当地グルメ・B級グルメなどは、地域のオリジナリティーを意識していること、そして「県民性商品」として通販など身近で購入できるという点や地域のコンテンツを生かした地域の活性化が現在多く見られていることから経済との関係性が深いといえる

6) 地域性格論と社会との関係

「地域性格論」が語られるのは次のような時期といえる。江戸時代の「お国柄」や1970年代前後の狭義の「県民性」、現在語られることの多い広義の「県民性」である。三者はいずれも社会背景による影響があり、その時代において注目されやすい語られ方をしているといえるであろう。

江戸時代においての「お国柄」とよびうるものは、江戸とその他の地域との比較であり、その中でも、資料が多く残る、名古屋・京都・大阪といった大都市が好んで比較されていた。例としては、芸事・名物・髪の形などが挙げられる。1970年代の「県民性」においては、集団就職という時期において語られた「県民性」であったことから、労働力供給県民の優秀さや真面目さなどが多く語られていた。そして現在では、地域活性化のために「県民性」が使用され、効率的にわかりやすく、面白さ、人々に受け入れやすいといったイメージ性に重きが置かれているといつていいだろう。「お国柄」や「県民性」などの「地域性格論」の語られ方の変遷を見ていくことにより、「地域性格論」は社会を映す鏡であるという結論に本論文では至った。